令和4年度小規模事業者経営革新支援事業費補助金(支援補助金)公募要領新旧対照表

新

2. 補助対象者

支援補助金の補助対象者は、以下の要件すべてを満たす小規模事業者※1であることが必要です。

- (1) 愛知県内に本社又は主たる事業所を有すること。
- (2) 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)<u>第14条</u> 第1項に基づき、愛知県知事から経営革新計画の承認を受けており、計画の実施期間中であること。
- (3) 県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 訴訟や法令順守上の問題を抱えていないこと。
- (5)「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意 書(平成24年6月29日付愛知県知事等・愛知県警察本部長締 結)」に基づく排除措置の対象となる法人でないこと。
- (6) その他、支援補助金を交付することについて、連合会長が 不適当と認める事由を抱える者でないこと。

旧

2. 補助対象者

支援補助金の補助対象者は、以下の要件すべてを満たす小規模事業者※1であることが必要です。

- (1) 愛知県内に本社又は主たる事業所を有すること。
- (2) 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)<u>第8条</u>第 1項に基づき、愛知県知事から経営革新計画の承認を受けており、 計画の実施期間中であること。
- (3) 県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 訴訟や法令順守上の問題を抱えていないこと。
- (5)「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意 書(平成24年6月29日付愛知県知事等・愛知県警察本部長締 結)」に基づく排除措置の対象となる法人でないこと。
- (6) その他、支援補助金を交付することについて、連合会長が不適当と認める事由を抱える者でないこと。